

森林認証取得等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、森林の適切な管理が行われていることを証明する森林認証を取得し、又は森林認証の取組の普及啓発や流通拡大等を実施しようとする団体等に対し、予算の範囲内において森林認証取得等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することにより、認証森林の拡大による持続可能な森林管理を推進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び交付率は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第1号の1又は1号の2若しくは1号の3。事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (2) 交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）に係る収支予算書又はこれに代わる書類（別記様式第2号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (4) 全ての宮城県税に係る納税証明書（該当ない場合は省略可）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、別表2に掲げる重要な変更以外の変更にあっては、この限りではない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 第4(1)によるもののほか、別記様式第4号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

2 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第7 事業実施主体は、本補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第8 この要綱により提出する書類は各2部とし、所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。ただし、別表1に掲げる森林認証材流通拡大対策を実施する場合には、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月21日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月22日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。